許可番号　０３８１００７８１１８

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　愛媛県西条市今在家１２１８番地１
氏　名　　今治加工株式会社
　　代表取締役　北岡　康典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 ~~第１４条の２第１項~~ の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長　武方　誠二

許可の年月日	令和　８年　７月２８日
許可の有効年月日	令和１３年　７月　８日

１．事業の範囲
（事業の区分）収集・運搬（積替え又は保管行為を含む。）
（産業廃棄物の種類）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず　　以上５種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
⑴（所在地）愛媛県四国中央市上分町字樋ノ谷乙１番１、乙２番７
（面　積）①②③各７４．７㎡、④１００㎡、⑤７４．４㎡、⑥４３５㎡
（積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類）木くず
（積替えのための保管上限）
①②③各１５１．２㎥、④１２５㎥、⑤７４．４㎥、⑥９１８．７５㎥
（積み上げることができる高さ）
①②③各３．５ｍ、④２．５ｍ、⑤２．０ｍ、⑥２．５ｍ
⑵（所在地）愛媛県新居浜市観音原町甲９９４番２
（面　積）①６７．５㎡、②２４４．６㎡、③４３．６８㎡
（積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類）
①②木くず、③廃プラスチック類、繊維くず
（積替えのための保管上限）①８１㎥、②３９０㎥、③８７．３㎥
（積み上げることができる高さ）①２．０ｍ、②２．５ｍ、③２．０ｍ
⑶（所在地）愛媛県西条市今在家１１５５番１　外３筆
（面　積）①３０１㎡、②１，１２０㎡
（積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類）木くず
（積替えのための保管上限）①５５１㎥、②３，１７４㎥
（積み上げることができる高さ）①２．５ｍ、②３．２ｍ

（裏面へ続く）

（裏　　面）

⑷（所在地）愛媛県西条市今在家１２６１番
（面　積）２２２㎡
（積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類）廃プラスチック類、繊維くず
（積替えのための保管上限）８８８㎥
（積み上げることができる高さ）４．０ｍ

⑸（所在地）愛媛県今治市喜田村四丁目９９４番１２
（面　積）①４９０㎡、②５０㎡、③２４㎡
（積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類）
①②木くず、③廃プラスチック類、繊維くず
（積替えのための保管上限）①１，４６０㎥、②６２㎥、③６０㎥
（積み上げることができる高さ）①３．５ｍ、②２．５ｍ、③２．５ｍ

⑹（所在地）愛媛県大洲市多田甲２２９番１、甲２２８番、甲２２２番１
（面　積）①７９㎡、②３０６㎡、③１３７㎡、④３１㎡
（積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類）
①②③木くず、④廃プラスチック類、繊維くず
（積替えのための保管上限）①１１６㎥、②６０５㎥、③２２９㎥、④５９㎥
（積み上げることができる高さ）①②③各２．５ｍ、④１．９ｍ

３．許可の条件
該当事項なし

４．許可の更新又は変更の状況

○当　初　許　可	平成１３年　７月　９日
○更　新　許　可	平成１８年　８月２８日
○更　新　許　可	平成２３年　７月　９日
○変　更　届　出（積替え保管場所の変更）	平成２８年　６月２７日
○更　新　許　可	平成２８年１０月　７日
○変　更　届　出（新居浜事業場の積替え保管場所の変更）	平成３０年　５月１８日
○変　更　届　出（四国中央事業場の積替え保管場所の変更）	平成３１年　４月１１日
○変　更　届　出（西条、新居浜事業場の積替え保管場所の変更）	令和　３年　６月２３日
○変　更　届　出（四国中央事業場の積替え保管場所の変更）	令和　３年　８月２０日
○更　新　許　可	令和　３年１０月１５日
○変　更　届　出（新居浜事業場の積替え保管場所の変更）	令和　６年　３月２８日
○変　更　届　出（西条事業場の積替え保管場所の変更）	令和　６年　６月２５日
○変　更　許　可	令和　６年　８月　１日
（廃プラスチック類　以上１種類の追加、積替え保管を行う産業廃棄物の種類の変更）	
○変　更　届　出（四国中央事業場の積替え保管場所の変更）	令和　６年　９月１０日
○変　更　届　出（西条、新居浜事業場の積替え保管場所の変更）	令和　８年　６月１１日
○更　新　許　可	令和　８年　７月２８日

５．松山市の区域内の積替え許可の有無　　㊀　・　無
（市名　松山市　許可番号　０８９１００７８１１８）

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　㊁